



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区九段北 4-2-6  
会社名 **レカム株式会社**  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博  
(コード番号: 3323 東証 JASDAQ S)  
問合せ先 取締役執行役員 CFO  
兼経営管理本部長  
砥 綿 正 博  
(TEL: 03-5357-1411)  
(URL: <http://www.recomm.co.jp>)

### 第三者割当により発行される新株式及び第 14 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、当社の成長戦略である既存事業の拡大と環境関連分野を含む成長分野へ進出し、事業規模拡大並びに収益基盤の構築を図るための事業資金の調達及び M&A 等の資金の調達を行うために、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）、第 14 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

<本新株式>

|                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 払込期日              | 平成 28 年 2 月 29 日                         |
| (2) 発行新株式数            | 1,538,500 株                              |
| (3) 発行価額              | 65 円                                     |
| (4) 調達資金の額            | 100,002,500 円                            |
| (5) 資本組入額             | 1 株につき 32.5 円                            |
| (6) 資本組入額の総額          | 50,001,250 円                             |
| (7) 募集又は割当方法<br>(割当先) | 第三者割当の方法により Oak キャピタル株式会社に全ての本新株式を割り当てる。 |
| (8) その他               | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。      |

<本新株予約権>

|                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 割当日               | 平成 28 年 2 月 29 日  |
| (2) 新株予約権の総数          | 76,924 個  |
| (3) 発行価額              | 総額 5,615,452 円 (新株予約権 1 個につき 73 円)  |
| (4) 当該発行による<br>潜在株式数  | 7,692,400 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)  |
| (5) 資金調達額             | 505,621,452 円<br>(内訳) 新株予約権発行による調達額: 5,615,452 円<br>新株予約権行使による調達額: 500,006,000 円  |
| (6) 行使価額              | 1 株当たり 65 円   |
| (7) 募集又は割当方法<br>(割当先) | 第三者割当の方法により O a k キャピタル株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。  |
| (8) 新株予約権の譲渡に関する事項    | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  |
| (9) その他               | ①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、本新株予約権者に事前通知することにより、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額の 100%の価額で取得することができる。<br>②上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

2. 募集の目的及び理由

当社グループ(当社および当社の関連会社)は、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行うとともに、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング:自社の業務プロセスの一部を外部の専門企業に委託する)事業を次なる主要事業に成長させるべく取り組んでおります。また、これら事業を通じて、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行い、お客様企業のITインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指しております。今後、当社は中期経営計画を達成するために事業規模の拡大と収益基盤の強化を図りつつ、事業の多角化を図ってまいります。

(1) 中期経営計画の進捗

当社の強みは、情報通信機器販売のプロ集団としての高い販売力と、中小企業を中心に全国約 6 万社の強固な顧客基盤を持つところにあると認識しております。また、平成 15 年より中国大連市でOA機器の販売を開始しております。BPO事業においては、大連、長春、ミャンマーに

拠点を開設するなど、アジア地域における事業展開ノウハウを有しております。

当社は、これらの強みを活かし、①顧客内の“レカムシェア”拡大、②ストック型サービスの拡大、③アジアにおける経営ノウハウの有効活用という方針のもと、平成26年11月に中期経営計画(平成27年9月期～平成29年9月期)を策定し、「営業利益率7%」、「自己資本比率50%」、「配当性向30%」の達成を掲げて事業を推進しております。

平成27年9月期は、情報通信事業において、当社が販売したIP電話の不正アクセス問題が起り、全社を挙げて対策、及び收拾を図ってまいりましたが、その影響が相当程度あったこともあり、業績は想定通りに進展しませんでした。平成28年9月期は、同問題をほぼ終息させることができ、顧客内の“レカムシェア”拡大、ストック型サービスの拡大に取り組んでおります。また、グループ経営とスピード経営を推進するために権限委譲を進め、事業本部制を導入しました。合わせて、①M&Aの推進、②情報システム投資を中心とした生産性の向上に取り組んでおります。各事業の取り組みにつきましては下記のとおりです。

#### ① 情報通信事業

「業界No. 1企業」のポジション獲得へ向けた基盤構築を行うため、事業本部制への改組と営業手法改革の浸透に取り組むとともに差別化商品・サービスの導入を図っております。この一環として、平成27年2月にはNTT東日本・西日本の光アクセスサービス(フレッツ光)の事業者認定を受け、当社独自のインターネットサービス「Ret'sひかり」を提供し、ストック型収益の確立を進めております。また、平成27年11月にはセキュリティ製品の中国No.1ブランドを有するヴィーナステック社との合弁会社を設立し、セキュリティ製品の販売を強化しております。平成28年1月には邦英株式会社よりオフィス家具事業の譲り受けを完了しました。

#### ② BPO事業

当事業は売上が順調に拡大しておりますが、さらなる売上拡大を目指し営業人員の増員とM&Aによる売上規模の拡大に取り組んでおります。海外のBPO拠点では、コスト面や品質面の競争優位性を確立すべく、社員教育による生産性の向上と品質改善に取り組んでおります。さらには、BPOセンターの拡充、効率化を図るため、平成27年12月に大連レカム通信設備有限公司とM&Aで取得した子会社2社の3社合併を実施し、前期に設立したミャンマーレカム株式会社の人員を10名体制から23名体制へ増員を図るなど、海外BPO拠点の拡充と効率化を図っております。

### (2) 今後の成長戦略

今後、当社グループがより一層の成長を図っていくためには、既存事業の拡充とともに、当社の中小企業6万社の顧客基盤と販売力、そしてアジアにおける事業展開のノウハウを活かし、潜在的な成長性の高い分野へ進出していくことが不可欠であると考えております。これらを推し進めるために、中期経営計画に掲げておりますM&A及び資本・業務提携等に積極的に取り組み、事業規模の拡大とストック型ビジネスの構築を図り、収益基盤を強化してまいります。

#### ① 既存事業の拡充

主力事業の情報通信事業においては、引き続き営業人員の増員と教育に取り組んでまいります。

また、差別化商品・サービスの設計・導入を行うこと等により、営業員1人当たり売上の増大を図ってまいります。なかでも、セキュリティ関連商品は市場が拡大する分野でもあり、新商材の導入を進めてまいります。また、情報通信事業は、現在のところ国内販売が中心となっておりますが、海外展開においては、既に中国での販売活動を開始しており、今後はカンボジア、ミャンマー、タイ等の東南アジア諸国での拠点開設を検討し、海外販売を強化してまいります。

BPO事業においては、事業規模のさらなる拡大を図っていくため、営業人員を増員していくとともに、資本業務提携やM&Aによる手法も検討しております。BPOセンターでは、品質の向上と受託できる業務領域を拡大させるために、社員教育による生産性の向上と業務改善に取り組んでおります。また、生産性の向上や業務領域を拡大していくために、業務提携や資本提携等のアライアンスも検討しております。

## ② 環境関連分野を含む成長分野への取り組み強化

当社は、これまで“レカムシェア拡大”を推進するため、情報通信機器に加え、自社ブランドのLED照明や新自然冷媒ガス等、環境関連分野の商材を投入してまいりました。今後は、上海や東南アジア地域へ拠点を開設し、LED照明の販売を強化してまいります。また、本年4月からの電力小売全面自由化を機に、電力の取次を当社グループの顧客基盤に対して開始することを検討しております。これにより、今後の成長戦略で標榜しておりますストック型ビジネスの拡大に繋がってまいります。

さらには、新規事業として太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業とのM&Aを検討しており、自社で太陽光を利用した発電所を保有・運営し、電力会社へ電力を販売することでストック型収益となる売電収入を得ることも検討しております。自然エネルギーにより発電するグリーンエネルギー分野は、当社の販売力と顧客基盤を活かせる事業であるため、この新規事業を迅速に立ち上げ事業展開を図っていくためには、同分野で実績とノウハウを有している企業とのM&Aを成立させることが必要条件となります。

以上のとおり、当社グループの中期経営計画を推進し、持続的な成長及び企業価値向上に向けて、上記取り組みの遂行が可能となる企業とのM&A及び資本・業務提携等の機会を適宜実行するため、手元資金の確保が早期にでき、且つ中期的に既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、本新株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。

## 3. 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、当社の主要事業において収益の拡大・利益率の向上を図り、環境関連分野を含む新規事業へ進出することで企業価値を持続的に向上していく当社の成長戦略、財務体質強化戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質やこれ以上の負債比率の上昇は好ましくないとの理由から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間がかかること、コストも第三者割当による新株式及び新

株予約権の発行より割高であること、また、株式の希薄化を一度に引き起こすことから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合は、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

#### 4. 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ①本新株予約権は、発行当初から行使価格は 65 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 7,692,400 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ②本新株予約権には、上記「1. 募集の概要<本新株予約権>」の「(9) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③本新株予約権には、上記「1. 募集の概要<本新株予約権>」の「(8) 新株予約権の譲渡に関する事項」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ①新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は 65 円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 7,692,400 株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ②Oak キャピタル株式会社（以下「割当予定先」といいます。）は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に関する投資実績があり、失権なども発生していないこ

とから本新株式及び本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えられます。また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できます。

- ③割当予定先はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であります。
- ④本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。
- ⑤本新株予約権には、上記「1. 募集の概要<本新株予約権>」の「(9) その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

#### <デメリットとなる要素>

- ①本新株予約権の行使が進んだ場合、7,692,400株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。
- ②本新株予約権の行使請求期間は平成28年2月29日から平成30年2月28日までの2年間であり、市場の動向等の要因により、期間内に本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達方法などを検討しなければなりません。

#### 5. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額

|           |              |
|-----------|--------------|
| 払込金額の総額   | 605,623,952円 |
| 発行諸費用の概算額 | 6,200,000円   |
| 差引手取概算額   | 599,423,952円 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(100,002,500円)及び本新株予約権の払込金額の総額(5,615,452円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(500,006,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,200,000円、株式事務手数料・変更登記費用等3,000,000円、弁護士費用等2,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
  4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

① 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期          |
|--------|---------|-----------------|
| M&A資金  | 100     | 平成28年3月～平成28年5月 |

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

M&A資金につきましては、太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業(売上高10億円～20億円規模)を対象としたM&Aに100百万円を活用する予定です。現在、1社とデューデリジェンスを実施中であり、交渉を行っておりますが、進展がありましたら適切に開示いたします。なお、本新株予約権の発行により調達する資金の使途の一部もM&A資金に活用する予定ですが、案件の成立時期が早いものから本新株式の発行により調達する資金を活用するため、資金使途の対象案件が変更となる可能性があります。

② 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途                       | 金額(百万円) | 支出予定時期           |
|------------------------------|---------|------------------|
| 1. M&A資金                     | 149     | 平成28年4月～平成28年9月  |
| 2. 海外拠点進出のための現地調査費用          | 50      | 平成28年3月～平成28年5月  |
| 海外拠点開設費用                     | 50      | 平成28年10月～平成29年3月 |
| 3. 環境関連分野への設備投資資金            | 150     | 平成28年4月～平成28年12月 |
| 4. 人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金 | 100     | 平成28年4月～平成29年3月  |

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

2. 本新株予約権の行使による調達額(499百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。本新株予約権の行使が進展しない場合、市場動向を勘案及び割当先との交渉の上、その他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等による対応を検討いたします。なお、現時点においては1. 2. 3. 4. の優先順位で充当する予定です。

3. M&A等の資金の支出予定期間内において、当社が希望する条件のM&A等の案件成立に至らなかった場合であっても、引き続き、案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成立した時点で、資金を充当する予定です。なお、計画したM&Aが不調に終わった場合には、自社での新規事業分野開拓のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合は速やかに公表いたします。

M&A資金につきましては、情報通信事業の同業他社又は事業シナジーがある企業との資本業務提携、BPO事業の同業他社とのM&A(売上高100百万円規模)、又は人工知能を用いたOCRサービスの販売をより強固なものとするための資本提携資金に149百万円を活用する予定です。現在、複数の協業先、M&A候補先と交渉を行っておりますが、進展がありましたら適切に開示いたします。なお、本新株式の発行により調達する資金もM&A資金に活用する予定ですが、案件の成立時期が早いものから本

新株式の発行により調達する資金を活用するため、資金使途の対象案件が変更となる可能性があります。

海外拠点進出に係る事業資金につきましては、既存事業の拡充を視野に入れ、カンボジア、タイ等の東南アジア地域での現地調査費用に50百万円を活用する予定です。その調査結果を踏まえ、進出国及び展開する事業を選定し、現地の拠点開設費用として50百万円を活用する予定です。具体的な進出国および展開する事業については現在未定ですが、確定いたしましたら適切に開示いたします。

環境関連分野への設備投資については、太陽光を利用した発電所建設のための設備投資資金に150百万円を活用する予定です。これを実施するためには、太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業を対象としたM&Aの成立が条件となります。万一、当該M&Aが不成立となった場合は、東南アジア地域でのLED販売体制への投資に資金を充当する予定であります。

人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金につきましては、本サービスを展開するための販売体制の構築、及び中国での販売展開や製品開発を検討するための資金、及び情報通信事業において販売するMFP（プリンタ複合機）に人工知能搭載OCRを用いた画像認識技術をバンドルした付加価値サービスを開発、構築するための資金に100百万円を活用する予定です。

## 6. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の既存事業の拡大と今後の成長戦略に基づく新たな事業展開を通じた収益基盤の拡大、さらにはストック型ビジネスの構築による安定した収益基盤を実現してまいります。よって、当該資金使途は中長期的な視点に立った企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績拡大に寄与するものであるため、合理的であると考えております。

## 7. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日から1週間（平成28年2月4日から平成28年2月10日まで）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値平均である69.8円に対してディスカウント率6.88%である65円といたしました。なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前取引日（平成28年2月10日）の終値87円からの乖離率が25.3%のディスカウント、同決議日の直前1か月間（平成28年1月12日から平成28年2月10日まで）の終値平均である53.4円との乖離率が21.7%のプレミアム、同決議日の直前3か月間（平成27年11月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である49.3円との乖離率が31.8%のプレミアム、同決議日の直前6か月間（平成27年8月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である48.1円との乖離率が35.2%のプレミアムとなっております。

当社が上記発行価額を決定するに当たり、直近1週間の終値平均を基準とした理由は、当社が平成28年2月5日付「平成28年9月期第1四半期決算短信」において、売上高が前年同四半期に比べ31.7%増と大幅に増加し、親会社株主に帰属する四半期純損益は前年同四半期に比べ60百万円改善の17百



万円の損失という決算を発表し、平成 28 年 9 月期の連結業績予想については直前に公表している業績予想に沿った推移だったこともあり修正を行わなかったにも拘らず、公表後の株式会社東京証券取引所における当社の株価においては平成 28 年 2 月 5 日から平成 28 年 2 月 10 日までの間に株価は 49 円から 87 円へ 77.55%も上昇し、平成 28 年 2 月 12 日の終値が 61 円と急落しております。また、売買高も平成 28 年 2 月 5 日は 763,900 株だったものが平成 28 年 2 月 8 日は 22,791,900 株、平成 28 年 2 月 9 日は 64,554,700 株、平成 28 年 2 月 10 日は 36,790,400 株と同決議日の直前 1 か月間（平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 6,713,577 株、直前 3 か月間（平成 27 年 11 月 11 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 2,682,130 株、直前 6 か月間（平成 27 年 8 月 11 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 1,597,107 株のいずれと比較しましても急激に増加しております。こうした急激な相場変動が生じている状況のもと、取締役会決議日直前日の終値だけを参考とするよりも、当該株価変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を参考とする方が算定根拠として客観性が高いと判断したためであります。その上で、一定期間の平均値を用いるとしても、より近接した期間である 1 週間の平均株価を基準とした方が当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、1 週間の当社普通株式の終値平均である 69.8 円に対してディスカウント率を 6.88%とした経緯については、割当先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、割当予定先のディスカウント要望を受け、双方で歩み寄った結果によるものであります。

当社といたしましては、上記の状況および本日終値（61 円）も勘案し、本新株式の発行価額は特に有利な発行価額には該当しないものと判断いたしました。

当社監査等委員会も発行価額である 65 円は、当該取締役会決議日の直前取引日（平成 28 年 2 月 10 日）の終値 87 円からは 25.3%ディスカウントした価額であるものの、平成 28 年 2 月 8 日以降の当社株価が急騰しており、出来高も過熱しているため、直前営業日の終値ではなく、一定期間の終値の平均値を基準とすることは十分に合理性が認められるとしたうえ、当該取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間の終値平均値、同 3 か月間の終値平均値及び同 6 か月間の終値平均値のいずれの株価からもプレミアムな価格であり、平成 28 年 2 月 12 日の終値が 61 円となっていることも考慮すると、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

## ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビルレジデンス 19 階）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件

を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうちブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格がブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価 87 円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）116.3%（3か月）、98.9%（6か月）、75.0%（1年）、87.5%（2年）、満期までの期間2年、配当利率1.2%、安全資産利率0.04%（3か月）、0.01%（6か月）、0.04%（1年）、0.06%（2年）、取得事由（当社普通株式の価格が20取引日連続して、行使価額の180%を超えた場合、当社は、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。）、発行会社の行動（「取得事由」に記載のとおり）、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%を売却することと仮定しています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、算定結果である1個当たりの払込金額73円を参考に本新株予約権の1個当たりの払込金額を金73円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権に関する取締役会決議日の直前営業日から1週間（平成28年2月4日から2月10日まで）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値平均である69.8円に対してディスカウント率6.88%である65円といたしました。なお、本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前取引日（平成28年2月10日）の終値87円からの乖離率が25.3%のディスカウント、同決議日の直前1か月間（平成28年1月12日から平成28年2月10日まで）の終値平均である53.4円との乖離率が21.7%のプレミアム、同決議日の直前3か月間（平成27年11月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である49.3円との乖離率が31.8%のプレミアム、同決議日の直前6か月間（平成27年8月11日から平成28年2月10日まで）の終値平均である48.1円との乖離率が35.2%のプレミアムとなっております。

当社が上記行使価額を決定するに当たり、直近1週間の終値平均を基準とした理由は、当社が平成28年2月5日付「平成28年9月期第1四半期決算短信」において、売上高が前年同四半期に比べ31.7%増と大幅に増加し、親会社株主に帰属する四半期純損益は前年同四半期に比べ60百万円改善の17百万円の損失という決算を発表し、平成28年9月期の連結業績予想については直近に公表している業

績予想に沿った推移だったこともあり修正を行わなかったにも拘らず、公表後の株式会社東京証券取引所における当社の株価においては平成 28 年 2 月 5 日から平成 28 年 2 月 10 日までの間に株価は 49 円から 87 円となるなど 77.55%も上昇し、平成 28 年 2 月 12 日の終値が 61 円と急落しております。また、売買高についても、平成 28 年 2 月 5 日は 763,900 株だったものが平成 28 年 2 月 8 日は 22,791,900 株、平成 28 年 2 月 9 日は 64,554,700 株、平成 28 年 2 月 10 日は 36,790,400 株と同決議日の直前 1 か月間（平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 6,713,577 株、直前 3 か月間（平成 27 年 11 月 11 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 2,682,130 株、直前 6 か月間（平成 27 年 8 月 11 日から平成 28 年 2 月 10 日まで）の平均出来高 1,597,107 株のいずれと比較しましても急激に増加しております。こうした急激な相場変動が生じている状況のもと、取締役会決議日直前日の終値だけを参考とするよりも、当該株価変動の影響を回避するために一定期間の終値平均を参考とする方が算定根拠として客観性が高いと判断したためであります。その上で、一定期間の平均値を用いるとしても、より近接した期間である 1 週間の平均株価を基準とした方が当社の企業価値を反映していると判断したものであります。また、1 週間の当社普通株式の終値平均である 69.8 円に対してディスカウント率を 6.88%とした経緯については、割当先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、発行価額の影響度を慎重に検討しつつも、割当予定先のディスカウント要望について双方で歩み寄った結果によるものであります。

当社監査等委員会は、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行に該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数 1,538,500 株（議決権数 15,385 個）、本新株予約権の行使による株式数 7,692,400 株（議決権数 76,924 個）を合わせた株式総数 9,230,900 株（議決権数 92,309 個）は、平成 28 年 2 月 12 日現在における当社発行済株式総数 50,840,500 株に対する割合が 18.16%（平成 28 年 2 月 12 日現在の議決権総個数 507,835 個に対する割合は 18.18%）であり、当社普通株式 1 株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、上記記載のとおり、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式について、割当予定先は株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する方針です。市場の状況も配慮しつつ売却することもありうることであります。一方で、当社株式の直近 6 か月間の 1 日当たり平均出来高は 1,597,107 株、直近 3 か月間の 1 日当たり平均出来高は 2,682,130 株、直近 1 か月間の 1 日当たり平均出来高は 6,713,577 株、直近 1 週間の 1 日当たり平均出来高は 25,100,000 株と一定の流動性を有しており、本新株式及び本新株予約権がすべて行使された場合の発

行株式数9,230,900株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売却した場合の1日当たり数量は18,839株となりますが、この数量は上記直近6か月間の1日当たり平均出来高の1.18%、直近3か月間の1日当たり平均出来高の0.70%、直近1か月間の1日当たり平均出来高の0.28%程度であることから、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、当社といたしましては、平成28年2月12日開催の取締役会において、本新株式及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする本資金調達による本新株式及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠かつ合理的な規模及び数量であると判断いたしました。

## 8. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

#### ①本新株式及び本新株予約権

|                |   |
|----------------|---|
| (1) 名称         | O a k キャピタル株式会社   |
| (2) 所在地        | 東京都港区赤坂八丁目10番24号  |
| (3) 代表者の役職・氏名  | 代表取締役会長兼CEO 竹井 博康   |
| (4) 事業内容       | 投資銀行業   |
| (5) 資本金        | 4,282百万円(平成27年9月30日現在)  |
| (6) 設立年月日      | 大正7年2月22日   |
| (7) 発行済株式数     | 53,675,037株(平成27年9月30日現在)   |
| (8) 決算期        | 3月  |
| (9) 従業員数       | 20名(平成27年9月30日現在)   |
| (10) 主要取引先     | 該当なし  |
| (11) 主要取引銀行    | 三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行  |
| (12) 大株主及び持株比率 | 山崎光博 6.10%、エルエムアイ株式会社 4.19%、株式会社SBI証券 3.82%、日本証券金融株式会社 2.85%(平成27年9月30日現在)        |
| (13) 当事会社間の関係  |   |
| 資本関係           | 割当予定先は、当社株式を213,300株(当社の総議決権の数に対する割合0.42%)所有する株主であります。                            |
| 人的関係           | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係           | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会                        |

|                       |                 |   |          |          |
|-----------------------|-----------------|---|----------|----------|
|                       |                 | 社との間には、特筆すべき取引関係はありません。                                     |          |          |
|                       | 関連当事者への<br>該当状況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |          |          |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 |                 |   |          |          |
|                       | 決算期             | 平成25年3月期  | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
|                       | 総資産             | 1,460   | 4,380    | 7,579    |
|                       | 純資産             | 1,299   | 4,192    | 6,932    |
|                       | 1株当たり純資産(円)     | 53.44   | 90.39    | 142.19   |
|                       | 売上高             | 891   | 3,810    | 8,315    |
|                       | 営業利益            | △321  | 602      | 2,122    |
|                       | 経常利益            | △330  | 603      | 1,862    |
|                       | 当期純利益           | △735  | 522      | 1,809    |
|                       | 1株当たり当期純利益(円)   | △32.02  | 12.17    | 38.20    |
|                       | 1株当たり配当金(円)     | —   | —        | 5.00     |

(単位：百万円。特記している事項は除く)

※Oakキャピタルは東証二部に上場しており、同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書においては、警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。

また、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回Oakキャピタル株式会社を割当予定先を選定した経緯及び理由は、同社は上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持ち、当社が平成26年8月に実施した第三者割当増資の割当先でもあります。その後も継続的に同社から資金調達に関する提案を受けるなど同社との関係が継続していた中で、同社との間では先買権を定めていることもあることなどから、改めて当社から同社に対して本資金調達の目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てての手法の提

案を受けました。この提案内容は、資金調達タイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。新興市場に上場する企業並びに中堅上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。同社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為に資金として活かされることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明いただいております。

なお、当社は、割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成28年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

### (5) ロックアップについて

本新株式及び本新株予約権の募集に関連して、当社は割当予定先との間で平成28年2月29日までに締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行等（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。）又はこれに関する公表を行いません。

- i 払込期日から6か月間が経過した日又は割当予定先が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又は割当予定先が保有する本新株式及び本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該 ii の期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とします。

当社が上記に違反した場合には、割当予定先からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければなりません。

- i 当該違反時点において割当予定先が保有する本新株式により取得した株式を、発行価額の 180%相当額にて割当予定先から買い取る。
- ii 当該違反時点において割当予定先が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の 180%相当額にて割当予定先から買い取る。
- iii 当該違反時点において割当予定先が保有する本新株予約権を発行価額の 100%相当額にて割当予定先から買い取るとともに、その行使価額の 80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額を割当予定先に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいいますが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社と割当予定先との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除きます。

## (6) 先買権

### ① 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとします。但し、割当予定先が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅します。

- i 当社は、割当予定先に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ii 割当予定先は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項第②号に従い割当予定先から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

## ② 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとします。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の新株予約権の行使及び新株予約権付社債の転換の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- iii 上記の他、当社と割当予定先とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

## ③ 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちに割当予定先に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければなりません。

## (7) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 9. 大株主及び持株比率

| 募集前<br>(平成27年9月30日現在) |      |
|-----------------------|------|
| 伊藤秀博                  | 7.8% |
| 山崎和也                  | 7.7% |
| 有限会社ヤマザキ              | 5.6% |



|            |      |
|------------|------|
| 日本証券金融株式会社 | 1.5% |
| 楽天証券株式会社   | 1.4% |
| 亀山 与一      | 1.0% |
| 鍵谷 文勇      | 1.0% |
| 株式会社ビジョン   | 1.0% |
| 岩田 英作      | 0.8% |
| 富田 邦守      | 0.6% |

(注) 1. 上記割合は小数第2位を四捨五入して算出しております。

2. 大株主及び持株比率は、平成27年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。

3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨、口頭で表明を得ております。このため、同社の本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

4. 平成28年2月12日の発行済株式総数は50,840,500株、発行済株式に係る議決権の総数は507,835個であります。

#### 10. 今後の見通し

本資金調達による今期の連結業績への影響につきましては軽微であります。来期以降の業績に与える影響は精査中ではありますが、中期経営計画の修正は予定しておりません。

#### 11. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、支配株主との取引等に該当せず、希薄化率が25%未満になることから、株式会社東京証券取引所の企業行動規範に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

|      | 平成25年9月期 | 平成26年9月期 | 平成27年9月期 |
|------|----------|----------|----------|
| 売上高  | 4,056    | 3,681    | 3,718    |
| 営業利益 | △29      | 101      | △64      |
| 経常利益 | △56      | 83       | △67      |

|               |         |       |       |
|---------------|---------|-------|-------|
| 当期純利益         | △188    | 71    | 28    |
| 1株当たり当期純利益(円) | △833.76 | 1.63  | 0.57  |
| 1株当たり配当金(円)   | —       | —     | —     |
| 1株当たり純資産(円)   | 271.54  | 17.02 | 17.43 |

※平成26年4月1日をもって1株を100株に株式分割しておりますが、平成25年9月期の1株当たりの各指標は分割前の株数に基づき記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年2月12日現在)

|        | 株式数         | 発行済株式数に対する比率 |
|--------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 50,840,500株 | 100.0%       |
| 潜在株式数  | 1,767,300株  | 3.5%         |

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

(単位:円)

|    | 平成25年9月期 | 平成26年9月期 | 平成27年9月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 14       | 19       | 97       |
| 高値 | 41       | 163      | 112      |
| 安値 | 12       | 15       | 36       |
| 終値 | 19       | 96       | 42       |

※当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式を分割し、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。上記に表示された株価はすべて株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

②最近6ヶ月間の状況

(単位:円)

|    | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 始値 | 72 | 47 | 41  | 47  | 49  | 44 |
| 高値 | 73 | 47 | 47  | 56  | 51  | 61 |
| 安値 | 36 | 40 | 40  | 46  | 39  | 43 |
| 終値 | 47 | 42 | 45  | 48  | 44  | 47 |

② 発行決議日前営業日株価

|    | 平成28年2月10日 |
|----|------------|
| 始値 | 97         |
| 高値 | 103        |

|    |    |
|----|----|
| 安値 | 79 |
| 終値 | 87 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①新株式

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 払込日            | 平成26年8月11日      |
| 発行価格           | 74円             |
| 募集時における発行済株式数  | 43,384,900株     |
| 当該募集による発行株式数   | 1,351,400株      |
| 募集後における発行株式数   | 44,736,300株     |
| 割当先            | O a k キャピタル株式会社 |
| 払込総額           | 100,003千円       |
| 発行時における当初の資金使途 | M&A資金           |
| 発行時における支出予定時期  | 平成26年9月         |
| 現時点における充当状況    | 別途記載            |

②第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

|                |   |
|----------------|---|
| 払込日            | 平成26年8月11日  |
| 新株予約権の総数       | 40個   |
| 発行価格           | 各社債の発行価額は1,250,000円(額面100円につき金100円)<br>転換社債型新株予約権の発行価額は無償 |
| 当該発行による潜在株式    | 704,200株  |
| 募集時における発行済株式数  | 43,384,900株   |
| 転換価額           | 71円   |
| 割当先            | 株式会社エフティコミュニケーションズ  |
| 行使状況           | 行使されていない  |
| 払込総額           | 50,000千円  |
| 発行時における当初の資金使途 | e c o 事業の拡大資金及び営業人員の増強等の事業拡大資金                            |
| 発行時における支出予定時期  | 平成26年8月～平成27年5月   |
| 現時点における充当状況    | 別途記載  |

③第12回新株予約権

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 割当日      | 平成26年8月11日              |
| 新株予約権の総数 | 57,693個(新株予約権1個につき100株) |

|                |   |
|----------------|---|
| 発行価格           | 4,788,519円（新株予約権1個につき83円）   |
| 当該発行による潜在株式    | 5,769,300株  |
| 募集時における発行済株式数  | 43,384,900株   |
| 当該募集による発行株式数   | 5,769,200株  |
| 行使価額           | 78円   |
| 割当先            | O a kキャピタル株式会社  |
| 行使状況           | 99.9%   |
| 払込総額（差引手取額）    | 454,786千円（450,386千円）  |
| 発行時における当初の資金使途 | 1) 営業効率向上のための戦略的システム投資<br>2) 海外事業資金<br>3) M&A資金<br>4) 財務基盤確立のための資金                    |
| 発行時における支出予定時期  | 1) 平成26年8月～平成28年9月<br>2) 平成26年10月～平成27年9月<br>3) 平成26年9月～平成29年9月<br>4) 平成26年9月～平成29年9月 |
| 現時点における充当状況    | 別途記載  |

※上記①②③は同時にエクイティ・ファイナンスを実施しており、発行諸費用は③新株予約権の差引手取額に反映させています。

上記①②③は同時期に実施したエクイティ・ファイナンスであり、払込総額及び調達資金の現時点における充当状況を以下の通りまとめて記載します。

|             |   |
|-------------|---|
| 払込総額        | 604,789千円（差引手取額599,343千円）   |
| 現時点における充当状況 | ①既存事業拡大・成長のためのM&A資金<br>398,210千円<br>②情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための資金<br>64,220千円<br>③海外事業領域の拡大のための資金<br>43,209千円<br>④財務基盤の確立のための資金<br>93,704千円 |

④第1回ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）

|     |            |
|-----|------------|
| 割当日 | 平成25年8月21日 |
|-----|------------|

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の総数       | 223,197 個（新株予約権 1 個につき 1 株）  |
| 新株予約権の行使期間     | 平成 25 年 9 月 19 日～平成 25 年 10 月 18 日まで   |
| 発行価格           | 新株予約権 1 個につき 0 円   |
| 当該発行による潜在株式    | 223,197 株  |
| 募集時における発行済株式数  | 223,327 株  |
| 当該募集による発行株式数   | 208,952 株  |
| 行使状況           | 93.6%  |
| 払込総額           | 250,742,400 円  |
| 募集後における発行済株式数  | 432,279 株  |
| 発行時における当初の資金使途 | 1) 事業再編コスト（情報通信機器製造事業からの撤退）<br>2) システム投資<br>3) 営業社員増員（採用費用・教育費用）<br>4) M&A 費用・新規加盟店開発費用  |
| 発行時における支出予定時期  | 1) 平成 25 年 9 月～平成 25 年 12 月<br>2) 平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月<br>3) 平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月<br>4) 平成 25 年 10 月～平成 26 年 9 月                                   |
| 現時点における充当状況    | 1) 平成 26 年 5 月 205 百万円 有利子負債の返済<br>2) 平成 26 年 6 月 13 百万円 新顧客管理システムの改善<br>3) 平成 26 年 4 月 12 百万円 採用費用、教育費用<br>4) 平成 26 年 4 月 20 百万円 株式会社ニューウェイブビジネスソリューション買収 |

※当社は、平成 26 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式を分割し、単元株式数を 100 株とする単元株制度を導入いたしました。①②③で表示された株式数は分割後、④で表示された株式数は分割前のものです。

以上

(別紙1)

**レカム株式会社**  
**第三者割当による募集株式の発行要項**

1. 募集株式の種類及び数  
普通株式 1,538,500 株
2. 払込金額  
1株当たり 金 65 円
3. 払込金額の総額  
金 100,002,500 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額  
資本金 金 50,001,250 円  
資本準備金 金 50,001,250 円
5. 申込期日  
平成 28 年 2 月 29 日
6. 払込期日  
平成 28 年 2 月 29 日
7. 募集の方法及び割当株式数  
第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
8. 払込取扱場所  
株式会社りそな銀行 九段支店
9. その他
  - ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙2)

## レカム株式会社

### 第14回新株予約権発行要項(第三者割当)

1. 新株予約権の名称

レカム株式会社第14回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金5,615,452円

3. 申込期日

平成28年2月29日

4. 割当日及び払込期日

平成28年2月29日

5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は7,692,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

76,924個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個につき金73円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数

を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金65円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。



- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成28年2月29日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成30年2月28日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定

める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金73円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件

等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

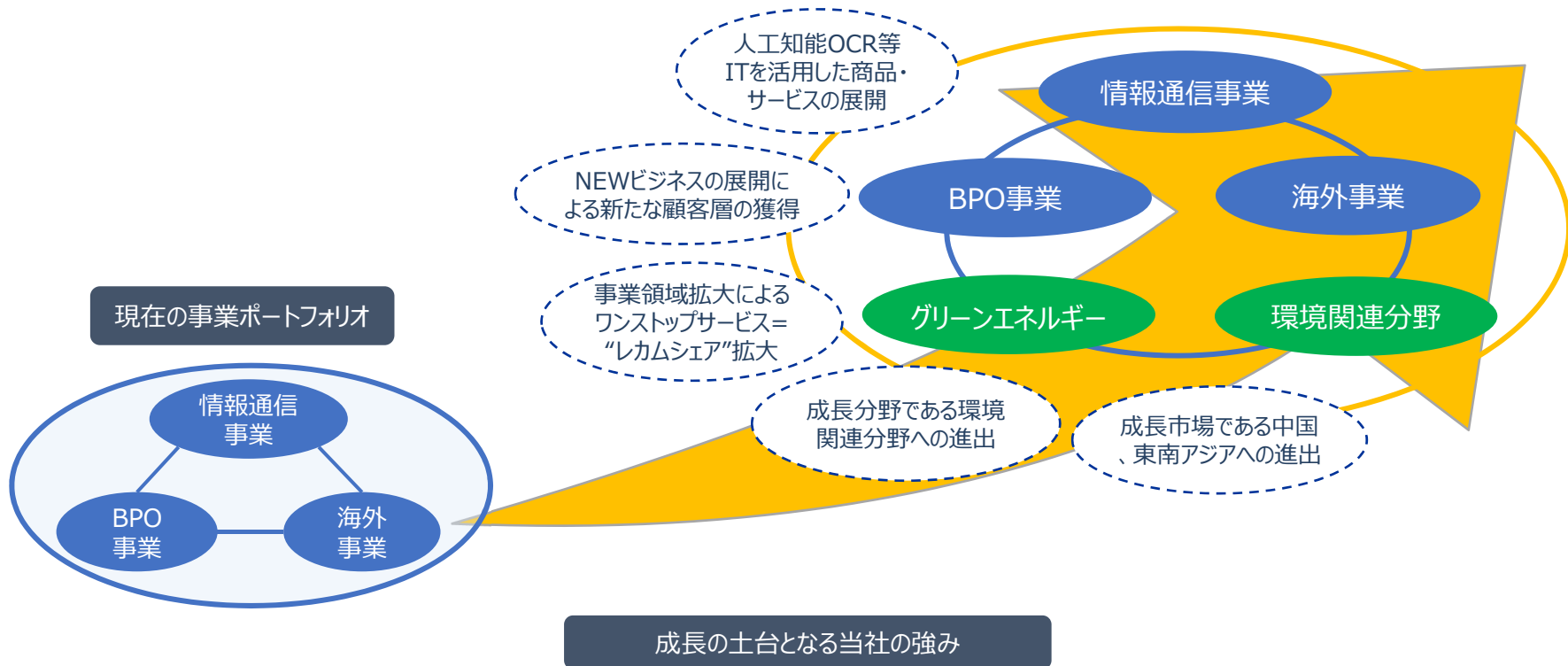
# 当社の成長イメージ

## 当社の経営戦略

- 顧客内の“レカムシェア”拡大と新たな顧客層の獲得
  - 商品・サービスの拡充、NEWビジネスの進出により新たな顧客層を獲得
  - ITを活用した商品、高付加価値サービスを提供
- ストック型ビジネスの拡充により、安定した収益基盤を確立
- アジア地域での事業展開ノウハウを活用し、海外ビジネスを拡大

- 事業基盤の拡大
- 安定した収益基盤の構築

## 当社の強みをさらに活かして収益基盤を強化した将来の事業ポートフォリオ



- ① 中小企業を中心とした約6万社の顧客基盤
- ② プロ集団としての販売力
- ③ アジア展開のノウハウ

## 資金使途の詳細

株式及び新株予約権で調達する資金は①既存事業の拡充、②グリーンエネルギー分野などの環境関連分野へ進出するためのM&A及び資本・業務提携、③人工知能を用いたOCRサービスを販売するために活用する予定です。

### 【新株式】

| 具体的な使途   | 予定金額   | 支出予定時期          |
|----------|--------|-----------------|
| M & A 資金 | 100百万円 | 平成28年3月～平成28年5月 |

- 太陽光を利用した発電システム等の販売、施工が可能となる企業（売上高10億円～20億円規模）を対象としたM & Aに100百万円を活用（現在、デューデリジェンスを実施し、詳細を確認、検討中）

### 【新株予約権】

| 具体的な使途                    | 予定金額   | 支出予定時期           |
|---------------------------|--------|------------------|
| M & A 資金                  | 149百万円 | 平成28年4月～平成28年9月  |
| 海外拠点進出のための現地調査費用          | 50百万円  | 平成28年3月～平成28年5月  |
| 海外拠点開設費用                  | 50百万円  | 平成28年10月～平成29年3月 |
| 環境関連分野への設備投資資金            | 150百万円 | 平成28年4月～平成28年12月 |
| 人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金 | 100百万円 | 平成28年4月～平成29年3月  |

- 情報通信事業の同業他社又は事業シナジーがある企業との資本業務提携、BPO事業の同業他社とのM&A（売上高100百万円規模）、又は人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金に149百万円を活用。現在、複数の協業先、M&A候補先と交渉中
- カンボジア、タイ等の東南アジア地域へ進出するための現地調査費用に50百万円、海外拠点開設費用に50百万円を活用。
- 太陽光を利用した発電所建設のための設備投資資金に150百万円を活用。
- 人工知能を用いたOCRサービスを展開するための販売体制の構築、中国での販売展開や製品開発、及び情報通信事業において販売するMFP（プリンタ複合機）に人工知能搭載OCRを用いた画像認識技術をバンドルした付加価値サービスの開発のための資金に100百万円を活用。